

防災減災・県土強靱化対策 特別委員会資料

令和6年9月25日（水）

総務部

1	令和6年8月発生 of 災害	
(1)	8月8日の地震	3
(2)	南海トラフ地震臨時情報	7
(3)	台風第10号	10
2	災害発生時の体制	17
3	防災人材の育成	
(1)	防災士・自主防災組織	19
(2)	消防団	25
4	個別避難計画	33

1 令和6年8月発生 の 災害

(1) 8月8日の地震

① 地震の概要

- 8月8日16時42分にマグニチュード7.1、深さ31kmの地震が発生。
- 宮崎県の日南市南郷町で最大震度6弱を観測。
※震度6弱：日南市 震度5強：宮崎市、串間市、都城市
- この地震により宮崎港で0.5mなど津波を観測。
- 8月8日19時15分に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表
南海トラフ地震の想定震源域では、新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっているとして国は各自治体等に対しての特別な注意の呼びかけを実施。→8月15日に終了

② 避難者

- ピーク時は県内で66箇所の避難所に124人が避難
※ピークの日時は令和6年8月9日6時頃

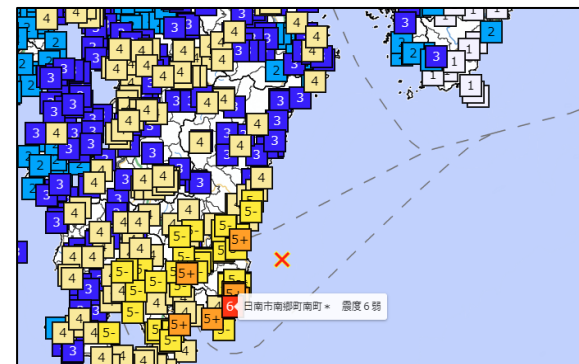
③ 被害の状況

※令和6年9月12日16時時点の集計（市町村の調査により変動する可能性があります。）

人的被害				住家被害		
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損
		重傷	軽傷			
0人	0人	2人	8人	0棟	2棟	74棟

④ 県の対応

8月8日	16時43分	災害対策本部設置
8月8日	17時45分	第1回災害対策本部会議
8月8日	21時00分	第2回災害対策本部会議
8月9日	10時00分	第3回災害対策本部会議
8月16日	10時00分	第4回災害対策本部会議
8月16日	11時00分	災害対策本部から情報連絡本部に移行



■震度分布図



■災害対策本部会議の状況



■地震被害の視察の状況

⑤ 各部局で把握した被害の状況

	主な被害内容等						
総合	・ 私立学校・大学等の物的被害 1 2 校（校舎外壁、渡り廊下等の一部破損） ・ 宮崎空港で管制塔の天井、空港ビルの天井やエスカレーター等の一部破損						
総務	1 県庁舎（本庁域庁舎及び総合庁舎等） ・ 連絡通路の天井パネル落下、庁舎の壁面ひび割れ、タイルの破損等 2 職員宿舎 ・ 京塚職員宿舎（宮崎市）の水道管破損等						
福祉保健	1 水道施設 - 日南市で水道の濁り及び断水。現在は解消 2 医療機関 - 県央、県南地区の医療機関を中心に、病棟内の水漏れやエレベーターの停止、スプリンクラー誤作動による水被害や外壁崩落等が発生。 3 社会福祉施設等 - 主に雨漏りやガラス破損等の建物被害及び重傷者が発生 <table border="0"> <tr> <td>(1) 老人福祉関係施設</td><td>建物被害：30施設</td></tr> <tr> <td>(2) 障がい者福祉関係施設</td><td>建物被害：7施設</td></tr> <tr> <td>(3) 児童福祉関係施設</td><td>建物被害：50施設</td></tr> </table>	(1) 老人福祉関係施設	建物被害：30施設	(2) 障がい者福祉関係施設	建物被害：7施設	(3) 児童福祉関係施設	建物被害：50施設
(1) 老人福祉関係施設	建物被害：30施設						
(2) 障がい者福祉関係施設	建物被害：7施設						
(3) 児童福祉関係施設	建物被害：50施設						
環境森林	1 山地被害 ・ 日南市の保安林内において山腹崩壊が発生し、治山施設へ土砂等が流入 2 廃棄物処理施設 ・ 一部の施設で建屋内壁の一部破損 ※稼働・周辺環境に影響なし						



■ 県庁舎通路の被害

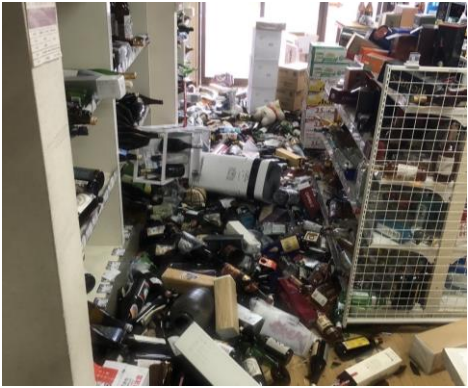


■ 認定こども園の被害状況（日南市）



■ 山地被害の状況

	主な被害内容等
商 工 観 光	- 商工業関連 - 店舗等の商品落下による破損 - 店舗等における地盤沈下 - 商店街市道上のタイルの隆起や看板・電灯の落下 など - 観光関連 - イベントやスポーツ合宿の中止、宿泊予約のキャンセル、一部宿泊施設や観光施設でひび割れ など
農 政 水 産	- 農作物：卵（孵卵）の破損 4,800個、コチョウラン鉢の損傷 100鉢 - 農業用施設等の被害：共同利用施設 10件、農業用ハウス 2件、畜産用施設 7件 等 - 水産関係施設等の被害：共同利用施設 7件、養殖施設 1件、漁船 1件 - 漁港施設：エプロン部の沈下等 7漁港 - 農業土木関連：農地の崩壊 4箇所、農業用施設（水路）の埋没 1箇所
県 土	- 河川 2箇所 - 広渡川 堤防損傷（応急対策済） - 屋根田川 埋塞（応急対策済） - 港湾 3港湾 - 油津港 岸壁等に損傷（液状化現象を含む） - 外浦港 護岸等に損傷 - 内海港 物揚場に損傷 - その他 - 土砂災害 1箇所 がけ崩れ（人的被害なし） 高千穂町



■販売店の被害
（日南市）



■農地（水田）の崩壊と
水路の埋没

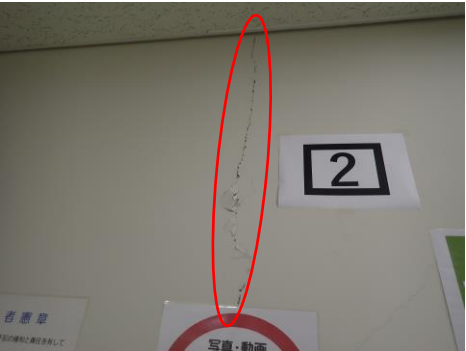


■油津港 日南市油津
荷捌き地 液状化現象

	主な被害内容等
企業局	・ 企業局庁舎周囲地面の陥没
病院局	県立日南病院 ・ 屋上の空調冷却塔 1 台にひび割れ発生し漏水（復旧済） ・ 院内複数箇所で壁に軽微なひび割れ発生（構造上問題なし）
教育委員会	・ 県立学校・公立小中学校における外壁の亀裂、渡り廊下のコンクリート亀裂等 ・ 県武道館の柔道場・相撲場における天井の装飾木製ルーバーの一部破損 ・ 県総合博物館における地面タイルの割れ・浮き ・ 県立美術館における床タイル隆起等



■ 企業局庁舎周囲地面陥没



■ 日南病院 壁ひび割れ



■ タイルの割れ・浮き
（県立美術館）

⑥ 今後の県民への周知・啓発

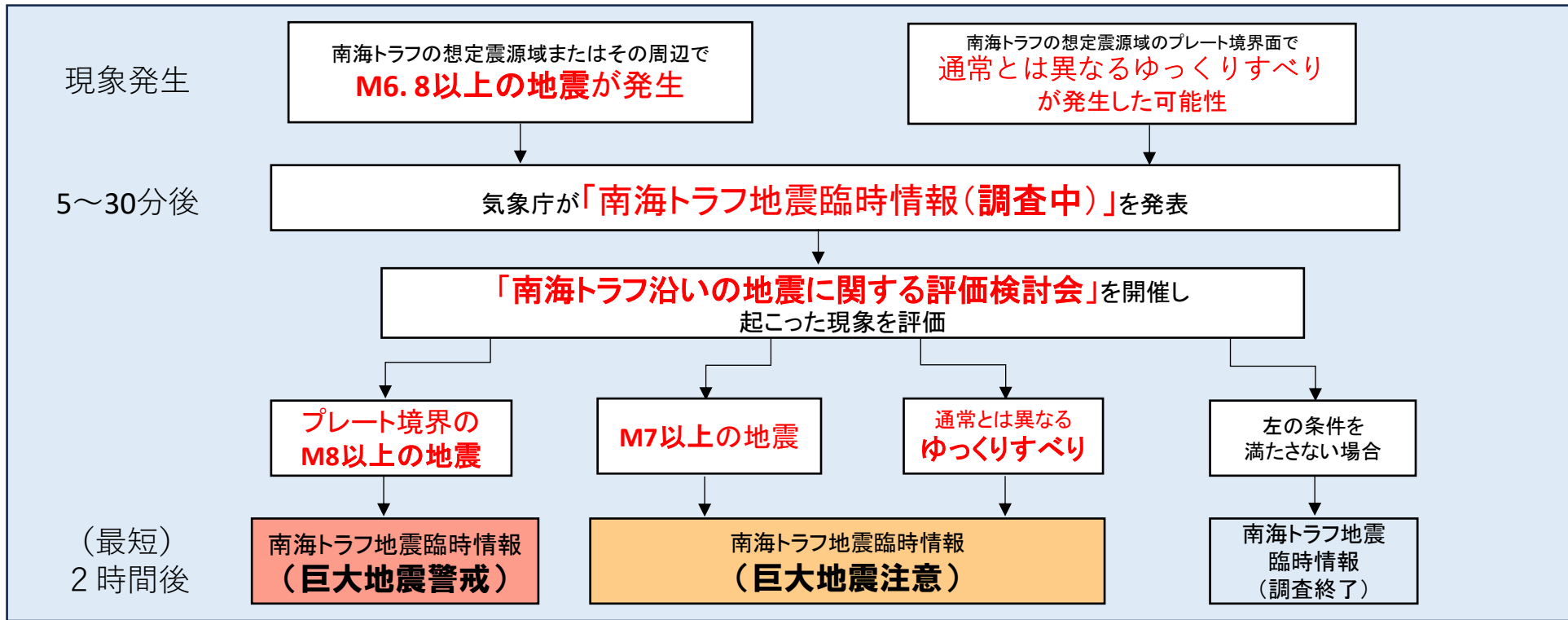
大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意し、引き続き県民に対し、建物の耐震性の確保や家具の固定、避難経路の確認、必要な物資の確認など、日頃の備えについて啓発を行っていく。

(2) 南海トラフ地震臨時情報

① 概要

- 南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりを知らせるもので、南海トラフ地震の想定震源域で大規模地震や地殻変動など異常な現象が観測された場合等に気象庁が発表
- 令和元年の運用開始以来初めての発表

② 情報の種類と住民の対応



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

	プレート境界のM8以上の地震※ ¹	M7以上の地震※ ²	ゆっくりすべり※ ³
発生直後 「ゆっくりすべりケース」 は検討が必要と認められた場合	● 個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		● 今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	巨大地震警戒対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 ● 地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は、避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ● 地震発生後の避難で明らかに避難が完了できない地域の住民は避難	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間			
2週間※ ⁴	巨大地震注意対応 ● 日頃からの地震への備えを再確認する等 (必要に応じて避難を自主的に実施)	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	
すべりが収まったと 評価されるまで	● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		
大規模地震発生まで			● 大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

※4 2週間とは、後発地震警戒対応期間(1週間)＋後発地震注意対応期間(1週間)

上表内の対応は標準を示したものであり、
個々の状況に応じて変わるものである

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた
防災対応検討ガイドライン【第1版】」より

③ 県の対応

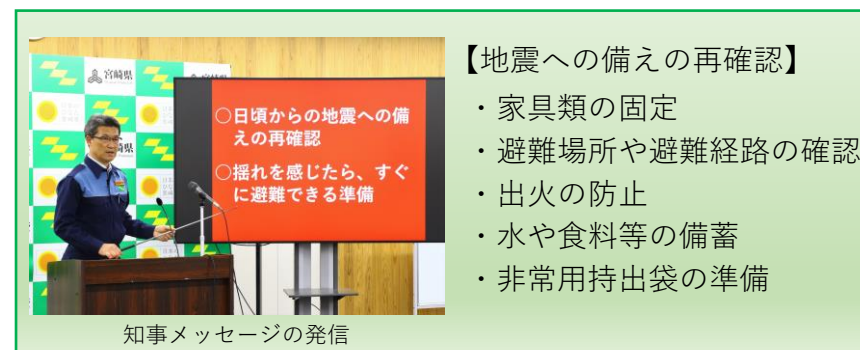
ア 県ホームページ・SNS等を活用した情報提供、呼びかけ

- 臨時情報の仕組み
- 県民への行動の呼びかけ（知事メッセージの発信）
 - ・ 日常生活を維持しながら日頃からの地震への備えの再確認、揺れを感じたらすぐ避難できる準備
- とるべき行動のチェックリスト

イ 宮崎地方気象台と連携した市町村に対する説明会

ウ 相談窓口等の設置

- 臨時情報に関する県民・中小企業向けの電話相談窓口
- 外国人向けの災害時多言語支援センターの設置



④ 今後の対応

- 国（中央防災会議南海トラフ巨大地震対策検討WG）において臨時情報に関し、自治体・事業者へのアンケートや意見交換を実施し検証を行う。

< 検証項目 >

- ◆ 平時からの臨時情報の周知・広報
- ◆ 臨時情報発表時における呼びかけの内容
- ◆ 自治体や事業者等における防災対応

- 国の検証結果も踏まえ、県民に対し、よりわかりやすい呼びかけの内容等を整理するとともに、平時からの周知・啓発に努める。

(3) 台風第10号

① 台風の概要

- 8月29日6時の実況で935hPa 最大風速50メートルの勢力で鹿児島県薩摩半島側から上陸し九州を縦断。
- 宮崎県は8月29日4時頃に暴風域入、8月30日0時頃に暴風域出
- 総降雨量（8月26日12時から31日6時まで）は900ミリを超える大雨
- 多数の突風被害
竜巻と推定：宮崎市 竜巻の可能性があると推定：西都市、国富町、新富町、門川町

② 避難者

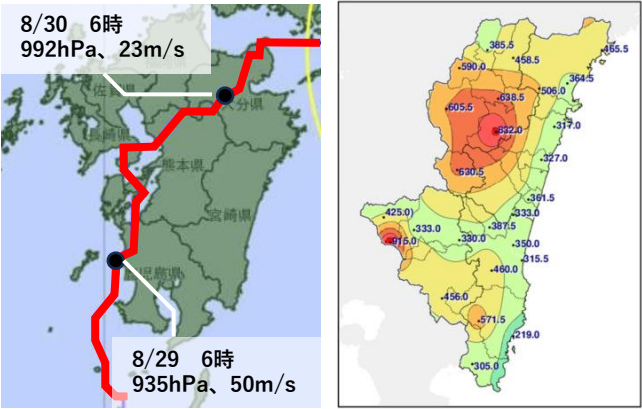
- ピーク時は県内で414箇所の避難所に5,757人が避難
※ピークの日時は令和6年8月29日11時頃

③ 被害の状況 ※令和6年9月13日14時時点の集計（市町村の調査により今後変動する可能性があります。）

人的被害				住家被害				
死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
		重傷	軽傷					
0人	0人	1人	38人	0棟	22棟	1,161棟	3棟	3棟

④ 県の対応

8月28日	5時00分	情報連絡本部設置
8月28日	8時00分	災害対策本部設置
8月28日	10時00分	第1回災害対策本部会議
8月28日	20時30分	災害救助法第2条第2項適用（24市町村）
8月30日	10時00分	第2回災害対策本部会議
8月31日	10時00分	第3回災害対策本部会議
9月2日	17時30分	災害救助法第2条第1項適用（宮崎市） ※適用日は令和6年8月29日
9月5日	16時45分	国（岸田首相、松村防災担当大臣）に緊急要望を実施
9月13日	10時00分	災害対策本部から災害対策室に移行



■ 台風の進路 ■ 降水量分布図



■ 突風・竜巻被害の状況



■ 台風被害の視察の状況

⑤ 各部局で把握した被害の状況

主な被害内容等	
総合	・ 私立学校の物的被害 6 校（ドア・窓ガラスの破損等）
総務	・ 本庁や総合庁舎等の一部の庁舎で雨漏り、外壁等の破損
福祉保健	1 水道施設 ・ 西都市、小林市、美郷町、高千穂町、椎葉村下福良地区の計 236世帯で断水や水道の濁りが発生 ※現在は解消 ・ 椎葉村本郷地区（41世帯）で原水濁度上昇により給水制限中（生活用水のみに使用）。飲用は給水中 2 医療機関 宮崎市の医療機関を中心に、ガラスの破損や雨漏り、看板の落下等の被害が発生 3 社会福祉施設等 主に雨漏りやガラス破損等の建物被害及び軽傷者が発生 (1) 老人福祉関係施設 建物被害：81施設 (2) 障がい者福祉関係施設 建物被害：20施設 (3) 児童福祉関係施設 建物被害：63施設
環境	・ 山地被害（1 1 市町村 2 5 箇所） ・ 林道施設（6 4 路線 1 0 7 箇所） ・ 自然公園（高千穂峡の遊歩道の手すりの一部流失等） ・ 廃棄物処理施設 （一部の施設で壁面の一部破損等 ※稼働・周辺環境に影響なし）



■福祉施設の建物被害



■被害の写真：山地被害
（椎葉村 下福良 間柏原）



■被害の写真：林道施設
（高千穂町 高千穂・日之影線）

	主な被害内容
商 工 観 光	1 商工業関連 ・工場等の窓ガラスや屋根、外壁の破損、土砂流入 ・商店街看板の破損 など 2 観光関連 ・関之尾公園遊歩道（都城市）：倒木 ・照葉大吊橋遊歩道（綾町）：橋や手すりの破損 ・おせりの滝遊歩道（美郷町）：手すり破損 ・高千穂峡九州自然遊歩道（高千穂町）：手すり破損
農 政 水 産	1 農作物等の被害 水稲（22ha）、野菜（171ha）、果樹（261ha）、 飼料作物（800ha）等 計1,283ha 豚27頭 鶏13,650羽 2 農業用施設等の被害 共同利用施設 37件、農業用ハウス 253件、 畜産用施設 105件、その他16件 計411件 3 水産関係 養殖ウナギ（数万尾）、養殖チョウザメ（1,581尾） 養殖場等の破損等 4 農業土木関連 農地290箇所、農業用施設（水路・農道）173箇所



■高千穂峡九州自然遊歩道の被害
（高千穂町）



■栗園への土砂流入



■養鰻施設の被害

	主な被害内容
県土	・道路 14路線36箇所 道路決壊等 ・河川 54河川75箇所 護岸決壊等 ダム 2箇所 流木等堆積 ・海岸 9箇所 流木等漂着 宮崎市、日向市、日南市、都農町 ・その他 土砂災害 13箇所 がけ崩れ（人的被害なし） 宮崎市、都城市、延岡市、小林市、西都市、綾町、 五ヶ瀬町、椎葉村、美郷町
企業局	- 電気事業 ・祝子発電所：取水口・放水口土砂堆積 ・鬼神野取水堰：沈砂池流木堆積、取水口スクリーン破損 - 地域振興事業 ・一ツ瀬川県民ゴルフ場：全面冠水による土砂等の堆積、バンカー砂の流出



■国道446号日向市東郷町
路肩決壊



■国道388号椎葉村大河内
道路決壊



■国道388号椎葉村大河内
路肩決壊



■取水堰流木堆積

	主な被害内容
病院局	【県立延岡病院】 ・ 1 階外来診察室前の廊下の雨漏り（診察等に影響なし） ・ 塔屋 1 階排気ファン室内の雨漏り（機械に影響なし）
教育委員会	・ 宮崎商業高校でプール付属室（木造平屋建）屋根鋼板の半分が飛散、外壁が一部剥離。弓道場（鉄骨造平屋建）屋根及び外壁の一部が剥離。 ・ 宮崎市立小戸小学校などで多数のガラス破損。 ・ その他、防球ネット等破損、雨漏り、倒木などが発生。



■病院局の被害（雨漏り）



■被害の写真
（プール付属室）



■被害の写真
（小戸小学校）

⑥ 災害救助法の制度

災害救助法（住家被害に対する適用メニュー）

被害の程度		全 壊	大規模 半 壊	中規模 半 壊	半 壊	準半壊	一部 損壊
損害基準判定 ※住宅の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合		50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
住宅の応急対策 （被害拡大防止） ※罹災証明書不要	・1世帯あたり 51,500円 以内 ・ブルーシート、ロープ等 ・災害発生日から 1箇月以内完了	△ ※修理すること で居住可 能な場合	○	○	○	○	×
住宅の応急修理 （日常生活必要修理）	・1世帯あたり 717,000円 以内 ・災害発生日から 6箇月以内完了	△ ※修理すること で居住可 能な場合	○	○	○	×	×
	・1世帯あたり 348,000円 以内 ・災害発生日から 6箇月以内完了	—	—	—	—	○	×
応急仮設住宅の供与 （建設型・賃貸型）	・1戸あたり 6,883,000円 以内 ・災害発生日から 20日以内着工 ・完成日から最長2年	○	△ ※応急修理 （1月超） 期間中	△ ※応急修理 （1月超） 期間中	△ ※応急修理 （1月超） 期間中	×	×

災害救助法（その他適用メニュー）

被害の程度				全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
損害基準判定 ※住宅の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める割合				50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
被服、寝具その他 生活必需品の給与・ 貸与	・ 限度額については、 下表のとおり ・ 災害発生日から 1箇月以内完了			○	○	○	○	×	×
	全壊（夏季）								
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上加算額			
	19,800円	25,400円	37,700円	45,000円	57,000円	8,300円/人			
	半壊（夏季）								
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上加算額			
	6,500円	8,700円	13,000円	15,900円	20,000円	2,800円/人			
学用品の給与	・ 限度額については、 下表のとおり ・ 災害発生日から 1箇月以内完了			○	○	○	○	×	×
	①教科書・正規の教材		実費						
	②文房具・通学用品		小学生	5,200円					
			中学生	5,500円					
避難所の設置 ※おそれ適用でも対象		・ 1人・1日 350円以内 ・ 光熱水費、消耗器材費等 ・ 災害発生日から 7 日以内		・ 指定一般避難所（公民館・体育館など） ・ ホテル等 避難の長期化が見込まれる場合は、ホテル・旅館等を避難所として提供可能 国との協議必須（上限 7, 0 0 0 円／泊・人）					

2 災害発生時の体制

(1) 災害対策本部の設置

県内で震度 6 弱以上の地震が起きたときや大雨による相当の被害の発生、又はそのおそれがある場合等において、知事を本部長とする災害対策本部を設置

(2) 総合対策部

- 災害に対する総合的な対応、防災関係機関との調整等に当たる県災害対策本部のコントロールタワー
- **情報収集、分析、対策の立案**など災害に対する総合的な対応や調整を実施

(主な業務)

- ・ 災害情報の収集・分析整理・共有
- ・ 対策の企画
- ・ 通信の確保
- ・ マスコミへの情報提供
- ・ 県民への情報発信
- ・ ヘリコプターの運用調整
- ・ 救助救命関係機関との連携・調整等
- ・ 物資の調達・供給調整

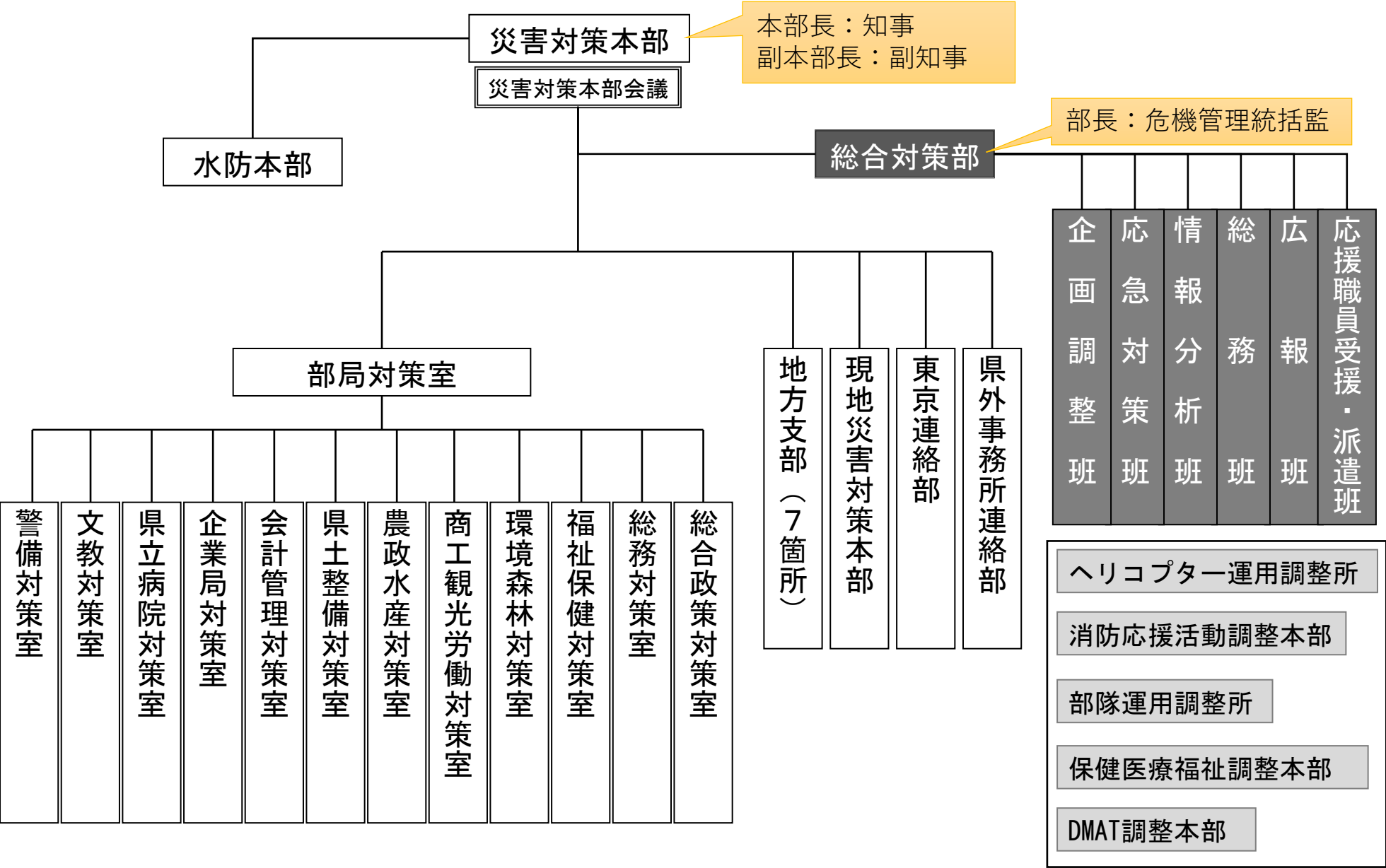
(関係機関)

- ・ 指定地方行政機関（自衛隊、九州地方整備局、気象台など）
- ・ 指定公共機関（電力会社、通信事業者、日本赤十字社など）
- ・ 指定地方公共機関（交通事業者、運輸事業者など）



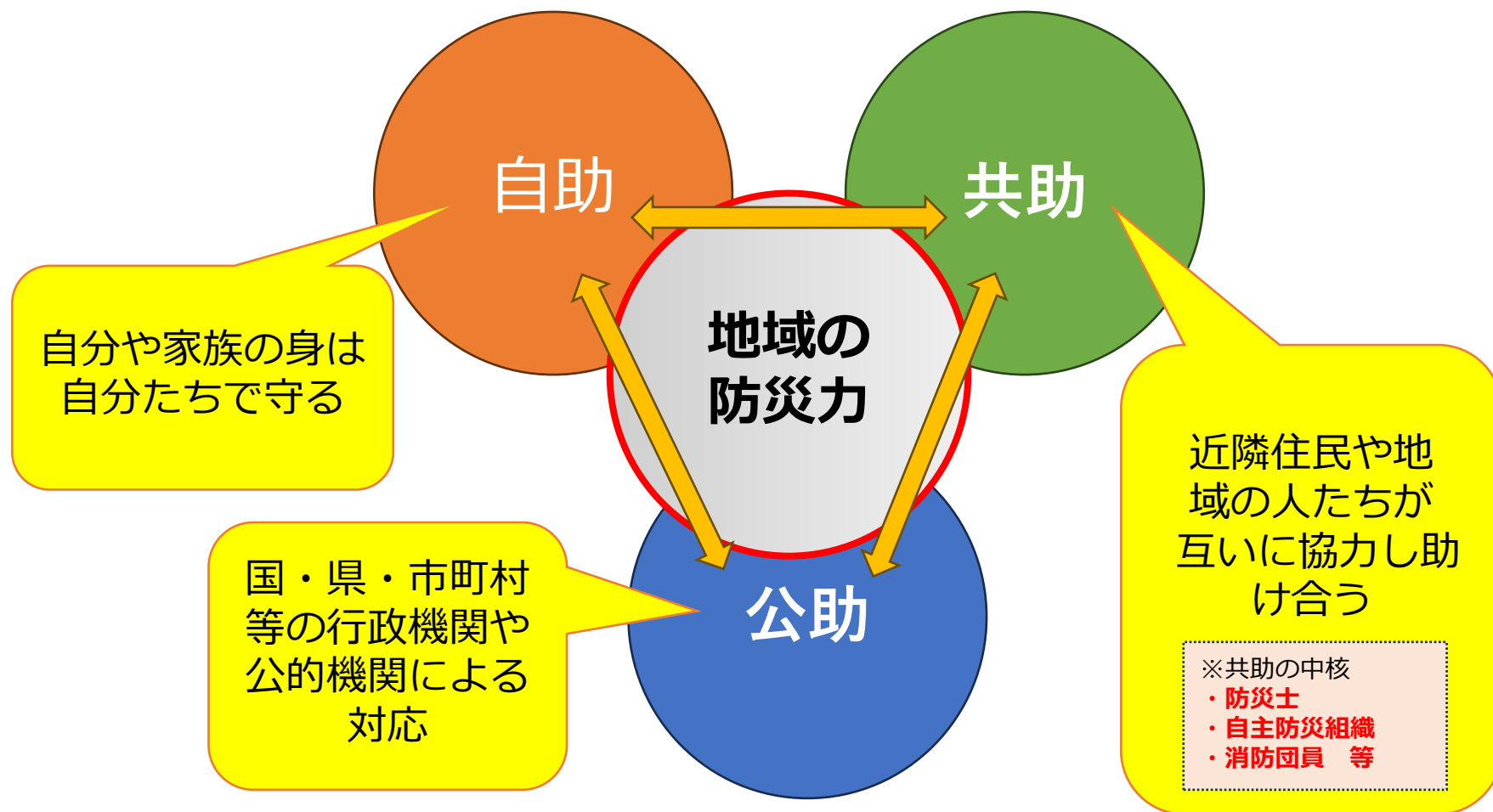
総合対策部の災害対応の様子

(3) 宮崎県災害対策本部組織図



3 防災人材の育成

(1) 防災士・自主防災組織／①防災士



災害直後は、自助・共助による災害対策が重要
(地域防災リーダーの養成・確保が喫緊の課題)

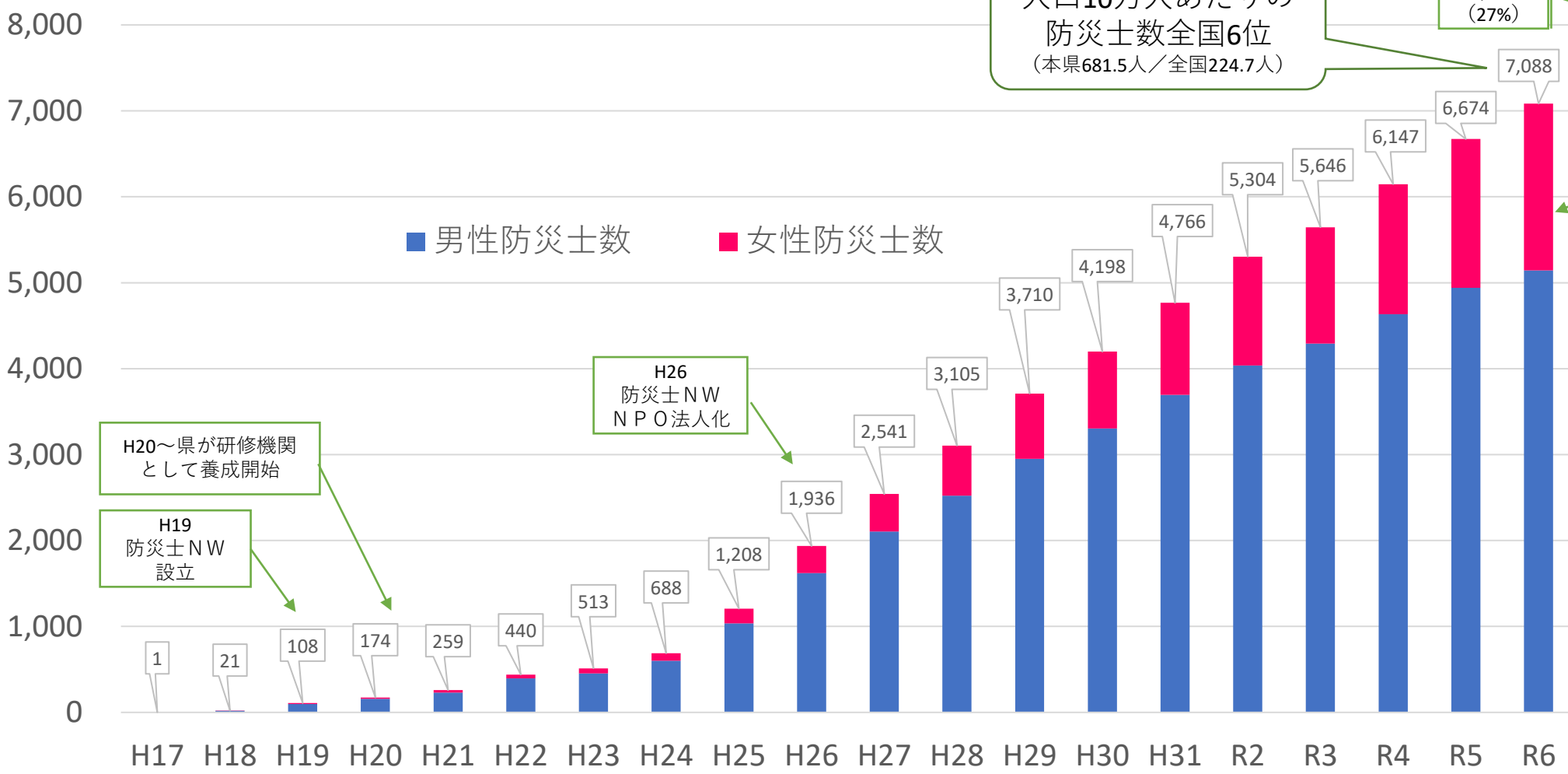
防災士の役割

- 日頃から身のまわりの備えを行い、防災・減災に関する知識と技能を修得し、絶えずスキルアップに努める。
- 地域・職場で助け合い被害拡大を防ぐ。
- 現場の状況に対応してリーダーシップを発揮する。
 - ・ 平時：災害への備え(自主防災組織設立、BCP作成等)、防災訓練
 - ・ 発災直後：初期消火、避難誘導、避難所開設
- 市民、企業、自治体、防災機関等と協力して活動する。

(令和6年4月末時点)

防災士の推移 (累計)

人口10万人あたりの
防災士数全国6位
(本県681.5人／全国224.7人)



(1) 防災士・自主防災組織／②自主防災組織

○自主防災組織とは

地域住民が「自分たちの命は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成する防災組織

[法令根拠（災害対策基本法）]

- ・基本理念：「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」
- ・市町村の責務：「自主防災組織の充実・住民の自発的な防災活動の促進を図る」
- ・住民等の責務：「防災訓練や自発的な防災活動への参加に努めなければならない」

【結成方法】

- ・自治会＝自主防災組織（役員兼務）
- ・自治会の下部組織（防災部門設置）
- ・自治会とは別組織（別個独立）

○自主防災組織の活動

1 平時

- ・防災訓練の実施
- ・防災資機材の備蓄・点検
- ・防災知識の普及
- ・地域の災害危険箇所の把握



2 災害発生時

- ・災害情報の収集、住民への迅速な伝達
- ・出火防止と初期消火
- ・避難誘導
- ・被災住民の救出・救護
- ・給食・給水



○自主防災組織数と活動カバー率

年 度	組織数	活 動 カバ ー 率
R 1	2,414	87.3%
R 2	2,317	87.2%
R 3	2,311	87.0%
R 4	2,306	87.7%
R 5	2,307	89.6%

※県内全世帯数に占める自主防災組織が活動範囲としている世帯数の割合

(1) 防災士・自主防災組織／③課題と今後の取組

○課題

◇防災士

- ・ 防災士の高齢化が進んでいる。 ⇒ 50代以上が56%
- ・ 資格取得後、地域や職場で活動している防災士の割合が低い。
⇒ R5.1.1 アンケート回答者2,242名のうち「活動している人の割合」が58.1%

◇自主防災組織

- ・ 地域コミュニティの希薄化で自治会加入率や自治会活動が低下している。
 - ・ 少子高齢化で自主防災組織を担う人材の確保が難しい。
- } 市町村からの意見

○今後の取組

◇防災士

- ・ 若い世代の防災士の養成や養成した防災士の活動支援

◇自主防災組織

- ・ 自主防災組織未結成の地域や結成後未活動の地域の活動支援

○防災士の養成目標

◇10,000人養成(R12)

- ・ R5（実績）：7,088人

◇女性の割合30%

- ・ R5（実績）：27.4%

(1) 防災士・自主防災組織／④自助・共助の取組

県民一人ひとりの防災力の強化（自助）

○啓発事業

◇防災小説コンテスト

- ・災害を「自分ごと」として捉え、具体的な行動や備えにつなげる取組



防災小説コンテスト
R4最優秀作品の動画化

◇防災イベント

- ・県防災の日（5月第4日曜日）
- ・沿岸市町と連携（R6日南・門川）



防災の日フェア

○防災教育

◇学校での防災教育の支援

- ・学校ごとの地理的状況に応じた実践的な防災教育・訓練を支援（津波浸水、土砂災害、河川・内水氾濫等）
- ・学校に防災士を派遣し、計画立案から訓練までを支援



R 5 延岡市立北方学園中学校

地域の防災力強化（共助）

○防災士養成（中学生・高校生）

- ・地域の防災活動を牽引する若い世代の防災士の養成
- ・養成した学生防災士が、地域の防災イベントや、自治会での講話、学校での防災教育などに取り組むことを、市町村と連携し支援



R 6 門川会場（門川高校・門川中学）

○津波避難施設活用訓練

- ・県総合運動公園を練習拠点としているスポーツ競技団体と連携し、津波避難タワーを活用した津波避難訓練を実施
- ・実効性のある訓練とするため、津波避難アプリを活用し、津波到達時間までに避難が完了するか検証



○地域防災活動支援（自主防災組織の活性化）

- ・市町村の担当者や防災士と地域の防災活動、自主防災組織の活性化について、現状と課題について意見交換
- ・自主防災組織が設置されていない自治会や、設置後、活動が低迷している自治会に、県・市町村・防災士が連携し、自治会の防災活動を支援（活動のアドバイス、訓練のサポート）



R 6 相模連盟



(2) 消防団

① 消防団の位置づけ・主な業務

〔消防団の位置づけ〕

「将来にわたり**地域防災力の中核**として**欠くことのできない代替性のない存在**」
(消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第8条)

〔消防団の主な業務〕

○火災の鎮圧

消火や水利の確保 など

○火災の予防や警戒

防火広報活動、戸別訪問による
防火指導、夜回り など

○救助

水難救助、行方不明者の搜索 など

○災害の予防や警戒、災害時の避難誘導等

住民の避難誘導、災害現場や危険箇所での警戒 など

○地域住民等に対する指導や啓発

応急手当の普及指導、幼稚園等での防火防災教育 など



[能登半島地震における消防団の活動]

消防団は、自らも被災しながら、地域住民の命を守るため、発災直後から

- ・避難の呼びかけ
- ・常備消防と連携した消火
- ・倒壊建物からの救助
- ・孤立集落からの住民搬送
- ・行方不明者の搜索
- ・避難所運営の支援



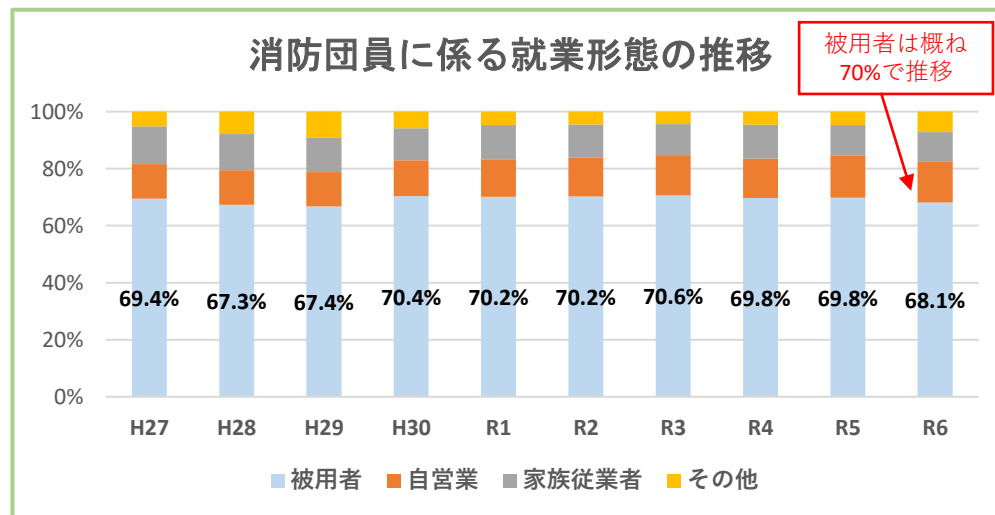
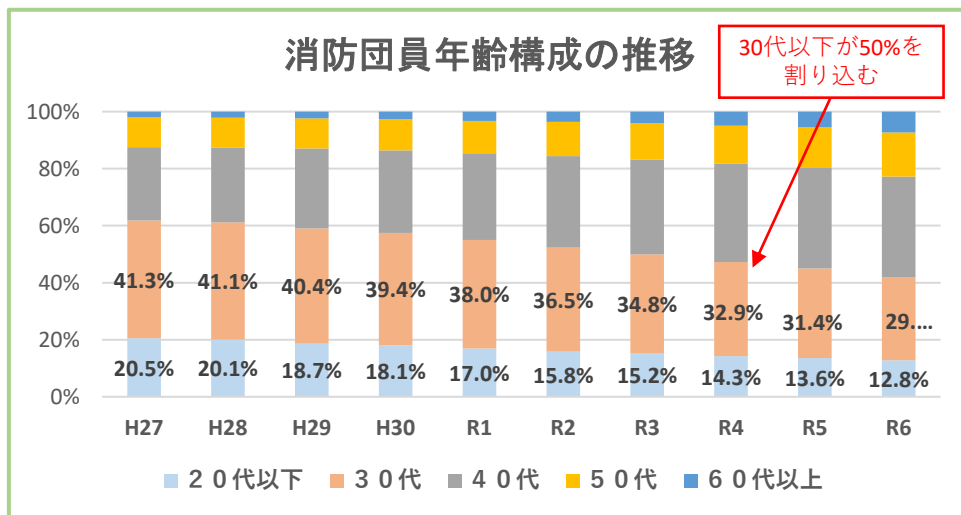
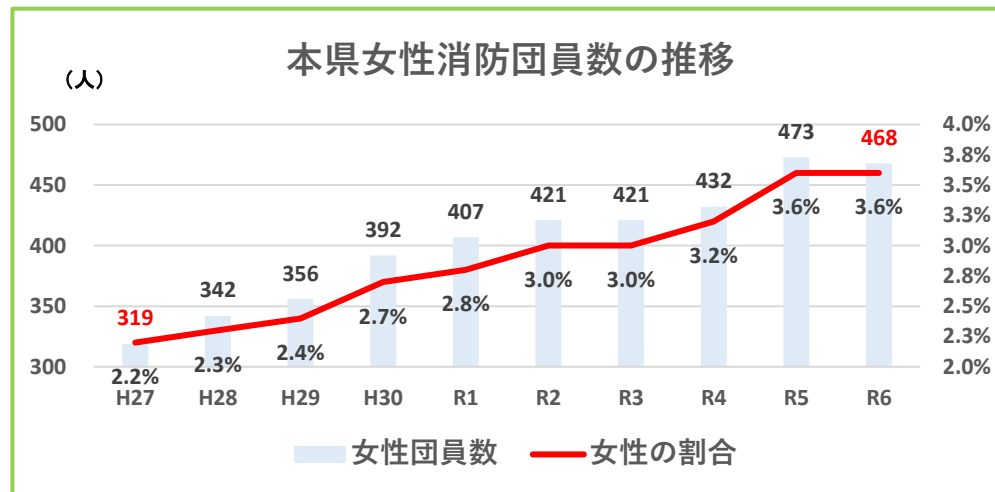
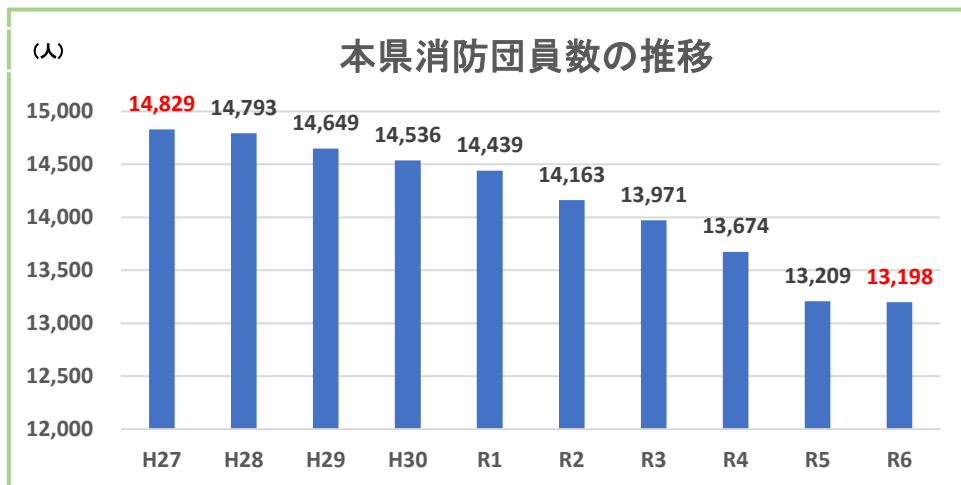
【輪島市消防団による消火活動】



【輪島市消防団による亀裂の入った
道路補修の様子】

など、多岐に渡る活動を展開

②本県における消防団の現状



③課題

1 団員の確保 (加入促進・定着)

- 団員の負担軽減
- 団員のモチベーション向上

※職務に「やりがい」を感じ、
「活動しやすい」環境の整備

(消防団員の加入促進)

- 情報発信・広報をさらに充実させ、消防団の重要性や魅力を女性や若年層にしっかり届けていくことが必要
- 約7割が被用者であることから、企業に対して消防団活動への理解促進を図ることが必要
- 能力や仕事の事情等に応じ、時間帯を限定した活動や特定の種別の災害にのみ活動する「機能別団員制度」を積極的に活用することが必要

(消防団員の定着)

- 功績・成果に対する表彰や広報等を適切に行い、団員の士気高揚を図ることが必要
- 消防団員の負担軽減を図るため、操法大会等の効率的な運営が必要
- 被用者消防団員の処遇改善を図るため、従業員の消防団活動に積極的に配慮する企業を増やすことが必要
- 団員の高齢化に対応し、女性が活躍できる環境を整備するため、省力化・軽量化に配慮した資機材を整備するとともに、活動の安全性を高めるための装備を充実させることが必要

2 団員の能力向上

- 消防団の役割の多様化に応じた、様々な能力の育成

(団員の能力向上)

- 消防学校における教育訓練の充実を図ることが必要
- 防災関係機関と連携した実践的な訓練を行い、大規模災害に備えることが必要

④県の取組

1 消防団員の加入促進のための取組

○加入促進チラシの配布

若年層向けの加入促進チラシ「DAN TIMES」を作成し、県内の大学生や全ての高校生に配布

○企業等への訪問活動の実施（令和6年度から）

消防団活動への協力要請や従業員の消防団活動への理解醸成を図るため、企業等への訪問活動を実施（県消防協会に委託）

○若年層が情報収集ツールとしているSNS等を積極的に活用（県消防協会に委託）

○「消防団協力事業所登録制度」の普及促進

○各市町村に対し「機能別団員制度」を積極的に活用するよう呼びかけ



消防団協力事業所登録制度

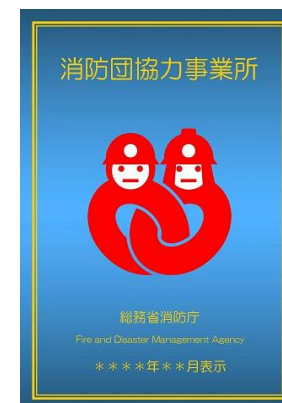
事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する**社会貢献及び社会責任**として認められ、当該事業所の**信頼性の向上**につながることで、地域における防災体制が一層充実するしくみ

【認定要件】（市町村）・・・「シルバーマーク」を掲示可

- ・従業員が消防団に相当数入団
- ・従業員の消防団活動に配慮
- ・資機材を消防団に提供 など（いずれか）

【認定要件】（国）・・・「ゴールドマーク」を掲載可

- ・市町村の認定
- ・従業員の概ね1割が団員
- ・従業員の消防団活動の配慮に関して内規あり（すべて満たす）



2 消防団員の定着のための取組

○消防大会の開催：消防団員の功績に対する表彰等を実施



○女性消防団員活性化大会の開催：女性消防団員の活動状況について情報交換の場を設けるとともに、研修を実施



○資機材の整備に対する補助の実施

高齢化に対応し、女性が活躍できる環境を整備するため、省力化・軽量化に資する資機材に対する補助を優先採択

○消防学校における女性寮の整備

消防学校において、増加する女性消防団員等の受入環境を改善（令和6年度は設計等を実施）

3 消防団員の能力向上のための取組

○ 消防学校における教育訓練

- 【基礎教育】一般団員に対する必要な教育訓練
- 【団長研修】消防団長に対する必要な教育訓練
- 【幹部科（中級）】部長級の者に対する必要な教育訓練
- 【指導員科】副団長及び分団長等に対する指導者として必要な研修 など



消防学校における教育訓練

⇒引き続き、**消防団の役割の多様化に応じた教育訓練**を実施していく。

○ 消防操法大会（全国大会の開催に合わせ、隔年（※）で開催） 消防操法技術の錬成の確認等を図るために開催

※コロナウイルス感染症の影響もあり、今年度、6年ぶりの開催



操法大会

3 消防団員の能力向上のための取組

○ 県総合防災訓練への参加

令和6年度は開催地の宮崎市消防団が参加予定。

関係機関と連携し、地域の実情に応じた実践的な訓練を実施することとしている。



被害確認・捜索



負傷者搬送



水利の確保・送水

4 個別避難計画

(1) 高齢者等の避難対策

避難行動要支援者とは…

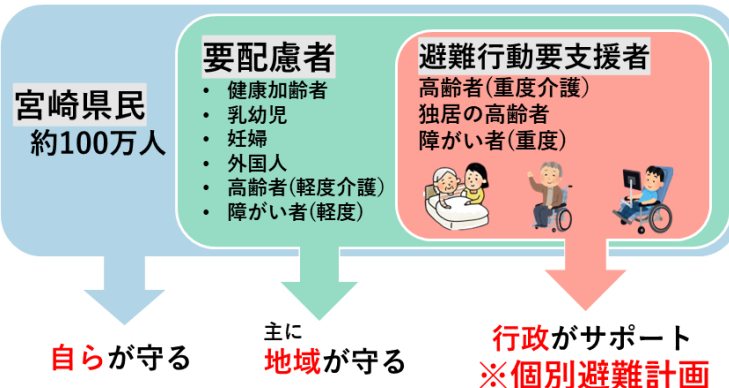
- 要配慮者の中でも、自力での避難が難しく、避難の確保に特別な配慮が必要な人

県内 **40,620**人

※令和6年6月末時点

【避難行動要支援者の特徴】

- 1 身の危険を認知できない
- 2 救助者に助けを呼べない
- 3 自分1人で避難できない 等



避難行動要支援者名簿として市町村が作成・管理 ※H25.災害対策基本法改正→名簿作成が義務化（市町村）

- 名簿に記載されている方の**同意**を得て、自主防災組織、自治会、民生委員等に名簿を提供することができる。
- 発災時、名簿を活用し、避難行動要支援者の安否確認や救出・救助活動を行う。

県内、名簿作成率 **100**%

※令和6年4月1日時点

1人で避難することが出来ない人を守るために

避難行動要支援者名簿（例）

番号	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住所 居住地	電話番号 連絡先	避難支援等と必要とする事由		備考
							障がい、要介護、 難病等の種別	障害等級、要介護 区分、療育判定等	
1									
2									
3									
4									

個別避難計画とは…

- 災害時に自力では避難することができない避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画
- 避難行動要支援者名簿から個別避難計画作成の対象者を選定し同計画を策定
- R3.災害対策基本法改正、計画作成の努力義務化（市町村）
取組方針：優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成を概ね5年程度（令和8年まで）で取り組む

【法改正の背景】

近年の災害で、多くの高齢者、障がい者等の避難行動要支援者が犠牲に。

【全体死者のうち65歳以上の割合】

令和元年台風第19号 約**65**%

令和2年7月豪雨 約**79**%

誰が

どこに

どの
タイミングで

どうやって



(2) 個別避難計画

個別避難計画様式例 ※内閣府説明資料より抜粋

- 名簿登載者のうち、個別避難計画を策定することに**同意**を得られた方のみ策定が可能
 - 策定主体 … 自分（家族）、自治体職員、自治会
福祉専門職〈介護支援専門員（ケアマネ）、相談支援専門員〉等
- ※ 個別避難計画作成経費（市町村）：地方交付税による財政措置あり

記入例

避難行動要支援者のための個別避難計画

基礎情報	氏名	宮崎 一郎		年齢	75歳	性別	男
	住所	宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号					
	電話	0985-26-7066		FAX	0985-26-7088		
	メール	miyazaki@miyazaki.jp					
家族情報	息子夫婦は福岡県在住 疎遠で連絡なし	建築時期	昭和57年	構造	木造2階		
	親戚（甥）が大阪在住 疎遠で連絡なし	耐震診断	未実施	家具固定	未実施		
	4年前にトラブルを起こし、 介護老人施設を退所。グループホーム生活を経て、3年前から一人暮らし	見取図					
	要支援情報	介護認定	障害者手帳 身体障害者手帳3級（体幹）、療育手帳A（知的、自閉症）				
利用中の医療福祉サービス	障害者手帳	身体障害者手帳3級（体幹）、療育手帳A（知的、自閉症）					
	留意事項	パニック発作に注意					
	介護保険/総合事業	サービス	居宅介護			電話	
	障害福祉/児童福祉	事業所名	ハッピー事業所			電話	
家族等緊急連絡先	医療機関	名称	宮崎〇〇クリニック			電話	
	① 氏名	福岡 二郎	続柄	子	住所	福岡県大牟田市	
	② 氏名	大阪 三郎	続柄	甥	住所	大阪府東成区	
	③ 氏名	宮崎 一郎	続柄	本人	住所	宮崎県宮崎市	
緊急時の情報伝達	氏名	電話	FAX	メール	住所		
	① 氏名	電話	FAX	メール	住所		
	② 氏名	電話	FAX	メール	住所		
	③ 氏名	電話	FAX	メール	住所		
特記事項	できるだけゆっくりと分かりやすい言葉を使用する。 漢字の多い書類は理解が困難であるため、図や平仮名を活用する。						
	歩行は可能だが、体幹障害があるため迅速な移動は困難である。 パニックの際は自衛行為をする可能性がある。						
	介護者による強制的な移動はパニックを起こす恐れがある。自力歩行が可能のため、差し迫った危機ではない限り、避難の必要性を分かりやすく説明し誘導することが望ましい。人見知りであり、できる限り面識のある近隣住人に説明をさせることも選択肢となる。						
	避難誘導時 の留意事項						
避難時携行 医薬品等	オキシトシン、リスパダール						

避難先での留意事項	他人との接触が苦手。混雑した環境下ではパニックになる可能性が高い。可能な限り個室を希望。近隣のヤノさんに信頼を置いており、本人の不安感が大きい場合はヤノさんの協力を得る事も選択肢となる。
避難場所 避難経路	
備考	〇〇小学校は前の道路が狭く、避難者で混雑する可能性があるため、ゆっくり誘導する。

避難支援 等実施者	①	氏名	矢野 △△	続柄	近所	住所	宮崎市〇〇
		電話	XX-XXXX	FAX	XX-XXXX	メール	XXX@ddd.jp
	②	氏名	高橋 △△	続柄	近所	住所	宮崎市〇〇
		電話	XX-XXXX	FAX	XX-XXXX	メール	XXX@rrr.jp
	③	氏名	日高 △△	続柄	近所	住所	宮崎市〇〇
		電話	XX-XXXX	FAX	XX-XXXX	メール	XXX@fff.jp

令和 6 年 8 月 10 日

上記の内容について、誤り等がない事を確認しました。

氏名 宮崎 一郎
代理署名
(本人との関係)

ポイント！

【個別避難計画】
策定への本人の**同意**
提供への本人の**同意**
※地域等への提供

2つの同意が得られると、
効果が**最大限**に発揮される

- 病気の内容を近所の人に知られたくない…
- 家族の情報を知られたくない…
- 同意するか判断に迷う…



要支援者側



支援者側

- 発災すれば、自分、家族の避難も大事なのに、要支援者のことも支援しなければならない…
- 要支援者を避難させられなかったら、法的責任が発生するのでは…

(3) 個別避難計画策定の現状と課題

【策定状況】 ※R6.6月末時点

- 避難行動要支援者数 40,620人
- 個別避難計画策定数 5,003人（策定率：**12.3%**）
（全国策定率：17.5%）

策定状況	市町村
全部策定 （4市町村）	串間市、西都市、三股町、西米良村
一部策定 （15市町村）	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、えびの市、綾町、高鍋町、新富町、木城町、川南町、門川町、諸塚村、椎葉村
未策定 （7町）	高原町、国富町、都農町、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

- 「避難行動要支援者名簿」掲載者に占める、平常時から地域などに名簿を提供している方の割合
56.8%（全国：40.3%）

【名簿を提供していない理由】

- ※ 本人の同意がない
- ※ 避難時のみ提供している
- ※ 個別避難計画が未完成で、名簿を提供できていない

課 題

【各市町村防災へのヒアリングの結果】

個別避難
計画全体
の課題

- **支援者**の不足（負担感が大きい）
- 計画策定の**対象者**の絞り込み（共助で対応できる方は計画策定不要）
- 要支援者名簿の日々の更新作業（対象者の増減）
- 防災・福祉部局等の庁内や福祉事業所等の**関係機関との連携**
- 計画の**実効性の確保**（形骸化の懸念）

未策定
市町村

- マンパワー不足等により計画の作成手順（計画作成の優先度の検討、庁内・関係機関との連携、自治会等に入り具体的な名簿作成等）が未整理

ポイント！

計画策定会等
を開催しながら…

地域コミュニティの醸成
本人・家族の避難への自覚

高齢者等を災害から守る体制づくり

(4) これまでの取組、今年度の取組

これまでの取組

【令和4年度】

- 市町村担当者（防災・福祉）を集めた意見交換会2回開催
- 個別避難計画のチラシを制作し、市町村へ配布（市町村の事業推進に活用）

【令和5年度】

- 26市町村個別訪問による担当者ヒアリングの実施
- 内閣府事業を活用し、先進自治体職員を講師として招き、未策定市町村に対して個別避難計画作成会を開催 2回（都城市、小林市）

【令和5年度の取組の結果】

- 未策定市町村 **11**市町村 → **7**町
- 策定率 **11.2%** → **12.3%** 微増



R5 個別避難計画作成会様子（小林市）

令和4年度に作成したチラシ→



今年度の取組

未策定市町村への取組

- 先進自治体職員を講師として招き、個別避難計画策定会を開催予定（内閣府事業、**美郷町**）
- **未策定市町村**を対象とした個別避難計画に関する研修会を開催予定（内閣府事業）

策定が伸び悩んでいる市町村への取組

- 「知事との本音トーク」にて自治体・福祉事業所職員等との意見交換(R6.7)
- 市町村への県の伴走型支援(門川町(R6.7)、綾町等(予定)での計画策定会の実施)
- 県総合防災訓練(R6.11)で避難行動要支援者の避難訓練の実施予定（綾町、避難計画の検証）

※ 行政規模、地理的条件（沿岸・内陸）により自治体毎に抱える課題や進め方が異なる



知事との本音トークを開催



伴走支援の状況（門川町）

【県の取組方針】各自治体が抱える様々な課題を踏まえたきめ細やかな支援を行う。